

長与町農業委員会議事録

令和5年6月27日

長与町農業委員会

令和5年6月農業委員会総会

1. 日時 令和5年6月27日（火） 14時30分から15時30分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（12名）

会長	1番 水谷 勉	3番 原田 成信	4番 崎山 光子	
委員	2番 渡邊 章三	5番 永田 好紀	6番 岡崎 道子	7番 原口 司
	8番 山本 忠典	9番 益富 雅彦	10番 柳原 厚志	
	11番 山口 多美子	12番 原田 正利		

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（6名）

2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫	4番 山口 健士
5番 増田 博光	6番 坂口 勝利	7番 坂本 謙二

5. 農地利用最適化推進委員 欠席委員（2名）

1番 永富 義徳	8番 坂本 秀哉
----------	----------

6. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	6番 岡崎 道子	7番 原口 司
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農用地利用集積計画について		
第4	第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式について		
第5	第4号議案 長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について		
第6	第1号報告 農地転用専決処分報告について		

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 昇
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主事	竹中 敦月

事務局

みなさんこんにちは。総会の開催に先立ち、報告します。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。本日は、委員12人全員の出席をいたしておりますが、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人中6人の出席でございます。本日の欠席者は、永富 義徳 推進委員、坂本 秀哉 推進委員の2人です。では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和5年6月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。6番 岡崎 道子 委員、7番 原口 司 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が2件。

第2号議案 農用地利用集積計画が6件

第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式が2件

第4号議案 長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について
が出されております。報告事項は農地転用専決処分が1件です。

それでは日程第2 提出された議案の審議に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議に入ります。1件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご参照ください。

1件目です。

整理番号 6

申請地 長与町岡郷（地番）

地目 畑 面積 981m² 以下5筆です。

5筆合計 4,794m²です。

農地区分は、すべて農用地区域内となっています。

申請者は、

譲渡人が、長与町岡郷（地番）（氏名）

譲受人が、長与町岡郷（地番）（氏名）

申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄に記載のとおり、基盤整備事業の実施に当たり、譲受人が土地改良法第三条資格者となる必要があるため、譲渡人から土地を譲り受けるものです。

譲受人の耕作地は、20,272m²、労働力は3人です。都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。図面の左上に○○公園がございます。○○公園の南東側に位置

した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3・4ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っておりますので、担当農業委員さんから説明をお願いします。

11番 山口 多美子 農業委員

11番 6月15日午後2時頃より、水谷会長、山崎局長、竹中さん、行政書士さんと私で現地確認をしました。基盤整備事業で（譲受人）が役員になるため土地所有者になる必要があるので、（譲渡人）より土地を譲り受けるということで問題ないと思います。以上です。

1番 今説明がありましたように基盤整備事業で、土地改良区が30日に発足をいたします。その前にこの（譲受人）についてはですね地権者の中の理事という形で役職を計画されておりました。地権者でないと理事になれないということで、親子の関係で贈与という形をとっていますので御理解をいただきたいと思います。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えておりますので、許可することに決定いたします。

続いて2件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

2件目です。

第1号議案の5ページをお開きください。資料につきましてはNo.2をご参照ください。

整理番号 7

申請地 長与町岡郷（地番） 地目 畑 面積 907m²

以下24筆です。24筆合計 29,316m²です。

農地区分は、農用地区域内が19筆、農用地区域外が5筆です。

申請者は、

譲渡人が、長与町岡郷（地番）（氏名）

譲受人が、長与町岡郷（地番）（氏名）

申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄に記載のとおり、譲渡人は体調不良により耕作が困難であるため、譲受人に土地を贈与するものです。

譲受人の耕作地は、25,835m² 労働力は2人です。都市計画区域外となります。

土地の所在を説明します。土地の所在は7ページから11ページまでとなります。申請地はすべて（地区名）になります。赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、12ページから15ページで、ご確認いただければと思います。
以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っておりますので、担当農業委員さんから説明をお願いします。

11番 山口 多美子 委員

11番

6月15日午後2時半頃より、水谷会長、山崎局長、竹中さん、（譲渡人）、行政書士さんと私で現地確認をしました。（譲渡人）は体調不良になられ、土地を奥さんに贈与されます。何も問題ないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

10番 柳原 厚志 委員

10番

ちょっと確認をしたいんですけど、現状の地目が畑になってるんですけど、みかんか何かを植えてらっしゃるんでしょうか。それから、労働力が2人としてありますが、奥さんと2人でしょうかね。そのとこ一応確認ですけどお願ひします。

事務局 はい、現地を確認した場所についてはですね、一応みかん、果樹が植えてありました。そのほか労働力は一応お二人ということで農家台帳には記載がされております。以上です。

議長 他にご意見・質問はありませんか。

4番 崎山 光子

4番 すみません、聞き漏らしかもしれませんけど、No.1から24までは2万9,316m²で、こちらの5ページのほうは2万5,835m²となっています。面積の違いを教えてください。

事務局 (譲渡人) が所有している農地が2万9,316m²で、そのうち耕作されている農地が2万5,835m²となるため、面積に差が生じています。

議長 他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えておりますので、許可することに決定いたします。

続いて第2号議案「農用地利用集積計画について」を審議いたします。

事務局から1件目の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案 農用地利用集積計画について、説明いたします。第2号議案をご準備ください。

1ページから2ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。3ページをお開きください。

1件目です。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(借人) 長与町平木場郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(貸人) 長与町平木場郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 三根郷 (地番) 地目 田 面積 2, 273 m²です。

利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は水稻です。

期間は、令和5年7月1日から令和10年6月30日までの5年間です。

平成23年から借り入れており、今回3回目の更新となります。

土地の所在を説明します。図面下にあります(施設名)の北西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員
3番

6月15日の午前中、9時半から現地を確認しました、会長、局長、竹中さん、それと柳原委員と私です。継続ということもあり何も問題はないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

10番 柳原 厚志 委員

10番

今、田中さんが説明されたとおりです。私のほうから少し補足説明を行います。(借人)は(地区名)の人なんですけど、(地区名)で別のところも借りてらっしゃる。去年の秋に田んぼを見に行つたんですけど立派にですね、きちんと管理されておりました。今回もですねちょうど田植えが終わって、周りの田んぼもほとんど田植が終わってきれいにされておりましたので間違いないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えており、許可することに決定いたします。

続いて、事務局から2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(借人) 長与町本川内郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(貸人) 長与町平木場郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 三根郷 (地番) 地目 田 面積 1, 481 m²です。

利用権の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。

期間は、令和5年7月1日から令和10年6月30日までの5年間です。

新規の契約となります。年間の借賃は○○円です。

なお、10aあたりの単価は○○円となります。

土地の所在を説明します。

図面下にあります (施設名) の北側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員
3番

6月15日午前中ですね、同じメンバーで現地を確認しました。新規ということですが、実際この赤色の右側の部分はまだ (借人) が耕作をしております。それで (借人) は各地で耕作をしているので問題はないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。
10番 柳原 厚志 委員

10番 貸主の（氏名）はほとんど農業されてなくて、親の代はされてたんですけどね。（借人）が借りる前はですね、（地区名）の（氏名）が借りて水稻と裏作に白菜とかを作つておられたんですけど、どうしても歳とともにきつくなつて出来ないということで、6ページの地図がありますけど、この左側の二つの田んぼがあるんですが、ここも（借人）が借りて作られておりますので、農地の集積という非常にいい形だと思います。（借人）も専業農家で頑張っておられますので間違いないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていたので、許可することに決定いたしました。
続いて、事務局から3件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、3件目です。次ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、
(借人) 長与町本川内郷 (地番)
利用権を設定する者の氏名及び住所は、
(貸人) 福岡市 (地番)
利用権を設定する土地は、

所在 三根郷（地番） 地目 田 面積 1, 128m² です。
利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。
期間は、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間です。
新規の契約となります。年間の借賃は 米〇〇kg です。
なお、10aあたりは 米〇〇kgとなります。
土地の所在を説明します。図面下にあります（施設名）の北西側に位置した、赤で表示し
てある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願い
します。
田中 光夫 推進委員

推進委員 これも6月の15日に現地確認しました。もう既に大半はきれいになつたので何
3番 も問題はないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。
10番 柳原 厚志 委員

10番 貸主の（氏名）は現在（地区名）におられるんですが、家は（地区名）の〇〇神社の付近に
あったんですけど、両親がもう亡くなられてですね、どうしても（地区名）にいるから出来
ないということで（借入）にお願いして作っていただいておる次第です。別に問題ないと思
います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
2番 渡邊 章三 委員

2番 これは新規となってますけど、前ほどなたが借りられてましたか。

議長 今からお時間をいただいて調べてまいりますので、後ほど説明したいと思います。

【採決保留】

続いて、事務局から4件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、4件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(借人) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(貸人) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 岡郷 (地番) 地目 畑 面積 2, 432 m² です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は果樹です。

期間は、令和5年7月1日から令和10年6月30日までの5年間です。

新規の契約となります。年間の借賃は ○○円です。

なお、10aあたりの単価は○○円となります。

土地の所在を説明します。図面の左下に (施設名) がございます。(施設名) の東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。以上です。

1番

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っておりますので、私から説明をします。

現在、(貸人) が代表になっておりますけれども、土地の所有者の(氏名) が亡くなられまして、それで代表として、(貸人) が、貸主になっております。借主は、(氏名) で皆さんご存じかと思いますが、新規就農をされて今1町5反ぐらい作っています。新規就農で頑張っておりまして、私のほうがあっせんをして、荒れる前にですね。手をつけて今現在、もう切替えを行うようにしております。そういうことで、報告をしたいと思います。

議長

この件について、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えており、許可することに決定いたします。

続いて、事務局から 5 件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、5 件目です。次ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(借入) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(貸人) 時津町久留里郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 岡郷字 (地番) 地目 畑 面積 1, 204 m²です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名はみかんです。

期間は、令和5年7月1日から

令和10年6月30日までの5年間です。

平成20年から借り入れており、今回3回目の更新となります。

年間の借賃は ○○円です。

なお、10aあたりの単価は○○円となります。

土地の所在を説明します。

図面上にあります○○公園の南側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。
以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っておりますので、担当農業委員さんから説明をお願いします。

11番 山口 多美子 委員

11番

6月15日午後3時10分頃より、水谷会長、山崎局長、竹中さんと私が現地確認をしました。現地はあまり手入れがされてないように見えました。5年間の賃借ということなので経過を見ていく必要があるのではないかと思いました。以上です。

1番

これは貸主ですね、(貸人)となってますけどまだ相続が出来ていなくて、(氏名)が地主です。代表で(貸人)ということになっています。今、山口多美子委員がおっしゃったように5年間もつかなという感じはしておりますけども、この管理がですね。今までみかん

を取れるなという感じで。完全にですね。管理をしているという状態ではないんですけども、一応やる気があるということですので、5年間経過を見ていこうということでいいのじやないかということでここの議案に上げております。以上です。

議長 この件について、ご意見・質問はありませんか。

意見・質問無し

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えておりますので、許可することに決定いたします。

続いて、事務局から6件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、6件目です。次ページをお開きください。

資料につきましてはNo.3をご参照ください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(借人) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(貸人) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する土地は、

所在 岡郷 (地番) 地目 畑、

面積 5, 490 m²のうち2, 003 m²です。

利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は果樹です。

期間は、令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年間です。

新規の契約となります。

土地の所在を説明します。図面上にあります(事業所名)の南側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っておりますので、担当農業委員さんから説明をお願いします。

11番 山口 多美子 委員

11番 6月15日午後3時頃より、水谷会長、山崎局長、竹中さんと私で現地確認をしました。現地は（借人）が新規就農者で、荒廃地をきれいにされて苗木が植えてありました。荒廃地が解消されてとてもよかったです。以上です。

1番 私もこの（借人）にお会いしたことがあるんですけども、（地区名）からこちらに来られた。（地区名）ですね。本当に飛び込みでやってるんですけども、ある研修会の場で一緒になったことあるんですけど、非常にやる気があるみたいでいいんじゃないかなと。ただここでは面積的に2反だけですけども、予定では桃とかいろいろ書いてますので、将来どうするのということを聞きましたら、自分も（地区名）を中心に土地を求めていきたい、借りていきたいということですので、将来的にいいんじゃないかなと思っております。

議長 この件について、ご意見・質問はありませんか。

8番 山本 忠典 委員

8番 自分もですね、この（借人）については（氏名）の畑にいるときに知り合うことがあります、（氏名）に聞いたら、今、（地区名）の（氏名）か誰かの畑も借りて、今後するような形で、ミカンのほうも計画してるみたいなことで話を聞いたことはあります。今後会長が言われたように規模拡大していくという話だったと記憶しているんで、補足じゃないんですけど言わせていただきました。ありがとうございます。

議長 ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否

をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えており、許可することに決定いたします。

続いて、第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式についてを審議いたします。事務局からの1件目の説明をお願いします。

事務局

それでは、第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式について、説明します。第3号議案をご準備ください。1ページをご覧ください。1件目です。

【A】欄、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者は、

長与町本川内郷（地番）（貸人）

【C】欄、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者は、

長与町本川内郷（地番）（借入人）

権利対象の土地は、

所在 本川内郷（地番） 地目 田 面積 1, 506 m² 以下3筆です。

3筆合計 3, 032 m²です。

権利の種類 賃貸借 利用内容 水田です。

年間の借賃は、3筆合計〇〇円です。

なお、10aあたりの単価は〇〇円となります。

期間は、令和5年7月10日から令和10年7月9日までの5年間です。

平成30年から借り入れをされており、今回1回目の更新となります。

土地の所在を説明します。図面中央にある（施設名）の西側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っておりますので、担当農業委員さんから説明をお願いします。

9番 益富 雅彦 委員

9番

6月16日午前9時30分より、山崎局長、森係長、竹中さん、永富推進委員さんと私の5名で確認をさせていただきました。ここに継続の印鑑も押しておりますけれども、(地区名)の圃場整備地区内ということでございまして、問題はないと考えております。以上でございます。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありますか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えており、許可することに決定いたします。

続いて、事務局から2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。次ページをお開きください。

【A】欄、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者は、
長与町本川内郷（地番）（貸人）

【C】欄、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者は、
長与町本川内郷（地番）（借人）

権利対象の土地は、

所在 本川内郷（地番） 地目 畑 面積 1, 793 m² です。

権利の種類 賃貸借 利用内容 樹園地です。

年間の借賃は、○○円です。

なお、10aあたりの単価は○○円となります。

期間は、令和5年7月10日から令和15年7月9日までの10年間です。

新規の契約となります。

土地の所在を説明します。図面下にあります（地区名）の○○バス停の北側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っておりますので、担当農業委員さんから説明をお願いします。

7番 原口 司 委員

7番 16日の9時50分から、山崎さん、森さん、竹中さん、推進委員の永富さんで現地確認しました。（貸人）はですね、高齢でもうミカン作りをやめるということで、誰か以前から続けてしてくれんかということでやってくれる人を探していました。今回すぐ近くの（借人）がしてくれるということで、まだみかん畠は手入れされて継続してミカンをやっていけそうなので非常にありがたい案件だと思っています。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていたので、許可することに決定いたします。

続いて、第4号議案「長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは第4号議案 長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について、説明いたします。

4号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.4をご参照ください。

4号議案では、農用地区域内の土地を、住宅を建築するために、農用地区域から除外するというもので、除外するためには、「長与農業振興地域整備計画」の変更が必要となります。

整備計画の変更にあたっては、農業委員会の意見を聴取することが、法により定められておりますので、今回、議案として上程しております。

なお、ご審議いただいた、決定した結果につきましては、2ページの様式で、意見書として、町へ回答する流れとなります。

それでは、内容の詳細につきまして、説明いたします。3ページの「農業振興地域整備計画変更計画書」をご覧ください。

除外の目的、一般個人住宅 事業計画者の住所・氏名

長与町本川内郷（地番）（氏名）

変更計画の対象地は、本川内郷（地番） 面積 307m²、

登記地目・現況地目ともに畠。

土地の所有者（氏名）です。

除外申請の理由は、現在、住んでいる家屋が老朽化のため建て替えの検討をしましたが、急傾斜地特別警戒区域内にあるため建築を断念しております。今後は両親の介護が必要となることから、両親の自宅に近い場所に建築したいとの考え方から、実家の隣の申請地の農用地除外をお願いするものです。

土地の所在を説明します。5ページをお開きください。図面上にあります（地区名）の○○ダムの南側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地になります。

なお、農地の正確な形状等につきましては、6ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今、事務局から説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

尾崎 明光 推進委員

推進委員 事業計画者の（氏名）ですけど、この（氏名）は宅地のほかに土地はお持ちじゃないでしょうか。

事務局 宅地のほかにもこの方には農地とかの所有もあります、ほかのところも検討した結果なんですがその中で両親の家の隣に建築をしたいという思いもありましてここの場所を選定した上で挙げてきております。ほかのところも比較検討をしたということで挙がってきております。以上です。

議長 他にご意見・質問はありませんか。

2番 渡邊 章三 委員

2番 今の話では、実家の隣の土地ということでしたよね。この土地の上に家が1件ありますが、そこが実家ですか。

事務局

はい、その通りです。

9番

この件については事前に少し私が個人的に相談を受けておりまして、事情が少し分かってますので、尾崎さんの先ほどの説明について若干説明をさせていただきます。（事業計画者）の母親に弟さんがいらっしゃるんですけども、相続が発生したときに（事業計画者）の母親じゃなくて、母親の弟さんが全て相続をされているということで、（事業計画者）家には農地はないということになります。ここに資料にある分については家が建てられそうなところをいろいろ探してみたけども、土地がなくて、ちょうど父親の家の隣に、建てられるならそこがいいなということで（土地所有者）に相談をしてこういう話が進んだというようなことでございます。以上です。

議長

他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

それでは、第4号議案の2ページにあります、意見書をご覧ください。今回の内容について、農業振興上「支障はない」または、農業振興上「支障あり」のどちらかを選択し、町長に報告することになります。農業委員の挙手で賛否をとります。農用地から除外することについて、農業振興上「支障はない」という方は、挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えておりますので、農業振興上「支障はない」と、町へ報告いたします。

これからは、報告事項に移ります。農地転用専決処分報告書の届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出です。高田南土地区画整理事業の住宅用地としての転用届となっておりますので、報告いたします。報告事項の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.5をご準備ください。1枚目に高田南土地区画整理事業の街区案内図、2枚目以降に仮換地先の現況写真と仮換地指定図となっておりますのでご参照ください。

売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所・職業

譲受人は、(氏名) 住所 佐世保市（地番）です。

譲渡人は、(氏名) 住所 長崎市（地番）です。

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。高田郷（地番）、面積488m²です。

高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り（街区番号）

面積213m²となります。

4. 申請日 令和5年6月19日

5. 専決処分の日 令和5年6月23日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和5年6月27日 長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ね無し】

採決保留としていた、第2号議案の3件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(氏名) と (氏名) の契約が平成26年8月31日で満了しており、これ以降の契約は確認できませんでした。

10番

圃場で (氏名) とお会いした時に、ここの田を作っているとお聞きしましたので、継続して作っているものと思っておりましたが、手続き上契約されてなかつたということでしょうかね。

議長

おそらくそういうことだろうと思われます。

それでは説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認 議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていて、許可することに決定いたします。

続いて行事報告をお願いします。

【この後令和5年6月の行事報告が行われた】

7月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局 委員改選に伴い、7月20日（木）9時30分から農業委員のみの総会を行い、7月26日（水）9時30分から全体の総会を行います。

【異議なし】

議長 以上を持ちまして、長与町農業委員会6月総会を閉会します。